

# 設備貸与制度のご案内

## (割賦販売・リース)

**創業や経営革新に取り組むための設備投資を資金面で支援します!!**

創業や経営の革新に取り組む奈良県内の小規模企業者等が必要とする設備を、当センターが購入し、長期かつ固定金利で割賦販売またはリースする制度です。

### 制度利用のメリット

- ◆割賦販売で設備を導入すれば、当センターに所有権を留保したまま減価償却を行うことが可能です。
- ◆商工会、商工会議所を経由してお申し込みになれば、償還期間を延ばすことが可能な場合があります。
- ◆長期の固定金利で、返済負担が少なくて済みます。

## 1 利用対象者

従業員数20人以下(商業、サービス業「宿泊業及び娯楽業を除く」は5人以下)の事業者及び創業者。ただし、従業員数50人以下の中小企業の方は、以下の要件に全て該当すれば対象になります。

- ア 金融機関からの借入金残高の合計額が4億2千万円以下であること
- イ 直近3か年の決算における経常利益の平均が3500万円以下であること
- ウ 法人企業の場合、大企業からの出資が1/3以下であること

○ 風俗営業その他適当と認められない業種は対象になりません。

## 2 利用条件

| 区 分                            | <割賦販売>  | <リース>                                   |
|--------------------------------|---|---|
| 対 象 設 備                        | 創業または経営の革新を図るために必要と認められる設備<br>(土地、建物及び賃貸用物品のほか、一部の業種が対象外)                       |   |
| 利 用 限 度 額                      | 100万円～1億円(消費税込み)  |   |
| 返 済 期 間                        | 最長10年<br>(原則として導入設備法定耐用年数上限)  | 3年～10年<br>(原則として導入設備法定耐用年数上限)           |
| 利 率<br>利率は金利情勢によって変動する場合があります。 | 年利率 1.40%<br>(固定)   | リース料率 2.932～0.977%<br>(リース期間による:3年～10年) |
| 返 済 方 法                        | 半年賦   | 毎月均等払い                                  |
| 保 証 金                          | 契約時に設備購入価格(税込)の10%  | 必要なし                                    |
| 連帯保証人・担保                       | 個人の場合は原則として不要ですが、法人の場合は、代表者を連帯保証人とします。<br>なお、審査等により追加の連帯保証人もしくは担保が必要となる場合があります。 |   |

※「経営の革新を図る」とは、次のいずれかに取り組み、経営の相当程度の向上を図ること。

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入
- ・ 新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動

## 3 申込方法

### (1) 申込受付期間

令和6年4月1日から令和7年1月31日まで随時受付。

事業予算の執行状況等により締切日が早くなる場合がありますので事前にご相談ください。

### (2) 申込方法

設備貸与申込書に必要書類を添付のうえ、直接当センターに提出していただくか、最寄の商工会議所又は商工会を經由して提出してください。

※設備貸与申込書は、「令和6年度 制度案内 設備貸与制度 <割賦販売・リース> (小規模企業者等 設備貸与事業)」パンフレットに付属しています。

※パンフレットのお取り寄せは、電話等で下記までご連絡ください。

設備貸与制度(割賦販売・リース)の  
お問合せ・申込は

〒630-8031

奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内

**公益財団法人 奈良県地域産業振興センター**

金 融・経営支援課

TEL:0742-36-8311 FAX:0742-36-4010